

2024年9月13日

株主各位

大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号

株式会社ジンジブ

代表取締役社長 佐々木 満秀

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2024年8月9日開催の取締役会において、2024年10月1日をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2024年9月30日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2024年10月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の4,786,000株から9,572,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年10月下旬にお届け住所にお送りする予定です。
- 2024年10月1日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先：〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料) 9:00-17:00 (土・日・祝祭日等を除く)